

経 済 産 業 省

平成 12・05・29 資第 16 号

平成 1 2 年 7 月 1 日

改正 平成 15・11・17 原第 2 号
平成 15・12・15 資第 4 号
平成 16・04・13 原第 20 号
平成 16・09・10 原第 8 号
平成 16・09・24 総第 2 号
平成 17・05・24 資第 11 号
平成 17・12・21 原第 1 号
平成 20・06・23 資第 23 号
平成 22・01・13 資第 1 号
平成 24・03・29 資第 2 号
20120919 商局第 74 号
20121019 資 第 8 号
20130124 資 第 27 号
20130529 資 第 4 号
20130702 商 第 10 号
20131205 資 第 2 号
20140331 資 第 2 号
20140724 資 第 3 号
20140730 資 第 4 号
20150312 資 第 3 号
20160325 資 第 8 号
20161226 資 第 1 号
20170605 資 第 46 号
20180330 資 第 31 号
20190318 資 第 6 号
20190422 資 第 37 号
20200424 資 第 23 号
20200605 資 第 39 号
20210126 資 第 6 号

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

(1) 第2条の2の小売電気事業の登録

第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

- ① 当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値（以下「最大需要電力」という。）を適切に見込んでいないこと、その出力変動を考慮せずに太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいること、卸電力取引市場における過去の約定量等に照らして当該卸電力取引市場からの調達量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要電力に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- ② 小売電気事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

(2) 第2条の6第1項の小売電気事業の変更登録

第2条の6第1項の小売電気事業の変更登録に係る審査基準については、同条第3項において読み替えて準用する第2条の5第1項各号（第2号を除く。）に変更登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、例えば、当面見込まれる小売供給の相

手方の最大需要電力を適切に見込んでいないこと、その出力変動を考慮せずに太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいること、卸電力取引市場における過去の約定量等に照らして当該卸電力取引市場からの調達量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要電力に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者とする。

(3) 第3条の一般送配電事業の許可

第3条の一般送配電事業の許可に係る審査基準については、第5条各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。

- ① 一般送配電事業の開始が、その供給区域における電気の供給の要請に応じて行われるものである場合 [第1号要件]
- ② 一般送配電事業を健全な状態において長期的に継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性及び経営の堅実性等の財政面の確実性並びに技術スタッフの組織及び個々の担当者の経歴等の保安確保の面からの技術的能力がある場合（現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合を含む。） [第2号要件]
- ③ 需要想定、供給力の算定、重要な許認可の取得状況等から見て、一般送配電事業の計画が確実な資料によるものである場合 [第3号要件]
- ④ 電気工作物の電気の供給の最大能力及び調整力（一般送配電事業以外、例えば、第2条第2項の規定により一般送配電事業とみなされる事業の用に供する電気工作物の能力は除外する。）が、その供給区域の需要に対し、不足しない場合 [第4号要件]
- ⑤ 一般送配電事業の開始により、許可申請された一般送配電事業者と既存の一般送配電事業者との関係において、又は許可申請された一般送配電事業者自身において、その供給区域の需要に対する電気の供給のための電気工作物（供給区域内にある電気工作物に限らず、供給区域外の送電用、配電用及び変電用の電気工作物も含む。）が著しく過剰（過剰が著しいか否かについては、社会通念によって判断するものとする。）とならないと認められる場合 [第5号要件]
- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、公共の利益の増進のため必要かつ適切である場合、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 [第6号要件]

イ 一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、全国的な電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合

ロ 暴力団員等でないこと、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものでないこと、暴力団員等がその事業活

動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であると判断される場合

(4) 第7条第3項の規定による指定期間の延長

第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。

- ① 天災その他不測の事故により事業を開始できない場合
- ② 需要が当初の見込みから大きく落ち込み、事業開始予定時点で実際に事業開始がなされると供給過剰に陥ることが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により事業を開始できない場合

(5) 第8条第1項の供給区域の変更の許可

第8条第1項の供給区域の変更の許可に係る審査基準については、第3条の一般送配電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(6) 第8条第2項において準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長

第8条第2項において準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(7) 第10条第1項の規定による一般送配電事業の譲渡し及び譲受けの認可

第10条第1項の規定による一般送配電事業の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、第3条の規定による一般送配電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(8) 第10条第2項の規定による一般送配電事業者たる法人の合併及び分割の認可

第10条第2項の規定による一般送配電事業者たる法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第3条の規定による一般送配電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(9) 第14条第1項の一般送配電事業の休廃止の許可

第14条第1項の一般送配電事業の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(10) 第14条第2項の一般送配電事業者たる法人の解散の決議等の認可

第14条第2項の一般送配電事業者たる法人の解散の決議等の認可については、同条第3項

に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(1 1) 第18条第1項の託送供給等約款の認可及び変更の認可

第18条第1項の託送供給等約款の認可及び変更の認可に係る審査基準については、同条第3項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、「一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領」(別添1)のとおりとする。

(1 2) 第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第18条第2項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合
- ② 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ③ 広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

(1 3) 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

(1 4) 第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認

第21条第2項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

(1 5) 第22条の2第1項ただし書の一般送配電事業者の兼業の認可

第22条の2第1項ただし書の規定による認可に係る審査基準については、同条第2項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査

基準は作成しない。

(16) 第24条第1項の供給区域外に設置する電線路による供給の許可

第24条第1項の供給区域外に設置する電線路による供給の許可に係る審査基準については、同条第2項に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。

- ① その供給が他の一般送配電事業者の供給区域における需要に応じ行われるものであるときは、当該他の一般送配電事業者がその供給を行うことが、距離、地形、供給力等の面から技術的要因その他の事情により容易ではなく、かつ、経済的、技術的に合理性が認められない場合〔第1号要件〕
- ② 供給を行おうとする一般送配電事業者の供給区域内の電気の利用者の利益が、その行おうとする供給の場所、規模、供給条件、当該一般送配電事業に及ぼす影響その他の事情を総合して判断した上で、著しく阻害されるおそれがないと認められる場合〔第2号要件〕

(17) 第27条の4の送電事業の許可

第27条の4の送電事業の許可に係る審査基準については、第27条の6各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする。

- ① 送電事業の開始が、その振替供給の相手たる一般送配電事業者の要請に応じて行われるものである場合〔第1号要件〕
- ② 送電事業を健全な状態において長期的に継続して遂行するための設備資金、運転資金等の調達方法、有利子負債の返済計画の確実性、自己資本の健全性及び経営の堅実性等の財政面の確実性並びに技術スタッフの組織及び個々の担当者の経歴等の保安確保の面からの技術的能力がある場合（現に資金等を所有していない、又は技術者がいないものの、事業を遂行するに至るまでにこれらを確保し得る確実性を有している場合を含む。）〔第2号要件〕
- ③ 重要な許認可の取得状況等から見て、送電事業の計画が確実な資料によるものである場合〔第3号要件〕
- ④ 送電事業の開始により、一般送配電事業との間での設備の重複が広範にわたって生じ、一般送配電事業者の膨大な設備が不要となることによって一般送配電事業者の安定的かつ低廉な電気の供給が達成されなくなり、電気の利用者が安定的かつ低廉な電気の供給を受けることができなくなる等その利益を阻害するおそれがない場合〔第4号要件〕
- ⑤ ①から④までに掲げる場合のほか、公共の利益の増進のため必要かつ適切である場合、より具体的には、例えば、次の場合とする。〔第5号要件〕

イ 一の電気事業を超えた電気事業全体としての総合的立場からの合理性の有無の観点から、全国的な電力の低廉かつ安定的な供給を担うべき事業としての事業の適切性及び国民経済の発達を図る上で必要な電力供給を行う事業としての必要性を有していると判断される場合

ロ 暴力団員等でないこと、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものでないこと、暴力団員等がその事業活動を支配する者でないことにより公共の利益の増進のため適切であると判断される場合

(18) 第27条の11の2第1項ただし書の送電事業者の兼業の認可

第27条の11の2第1項ただし書の規定による認可に係る審査基準については、同条第2項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(19) 第27条の12において読み替えて準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長

第27条の12において読み替えて準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。

- ① 天災その他不測の事故により送電事業を開始できない場合
- ② 事業開始予定時点で実際に事業開始がなされるとその振替供給の相手たる一般送配電事業の電気の供給の要請に応じて行われるものとならないことが明らかである場合等、当初予想されなかった景気変動、補償問題等の社会的経済的事情により送電事業を開始できない場合

(20) 第27条の12において読み替えて準用する第8条第1項の振替供給の相手方たる一般送配電事業者の変更の許可

第27条の12において読み替えて準用する第8条第1項の振替供給の相手方たる一般送配電事業者の変更の許可に係る審査基準については、第27条の4の送電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(21) 第27条の12において読み替えて準用する第8条第2項において準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長

第27条の12において読み替えて準用する第8条第2項において準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、第27条の12において読み替えて準用する第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(22) 第27条の12において準用する第10条第1項の規定による送電事業の譲渡し及び譲受けの認可

第27条の12において準用する第10条第1項の規定による送電事業の譲渡し及び譲受け

の認可に係る審査基準については、譲受者について、第27条の4の規定による送電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(23) 第27条の12において準用する第10条第2項の規定による送電事業者たる法人の合併及び分割の認可

第27条の12において準用する第10条第2項の規定による送電事業者たる法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、第27条の4の規定による送電事業の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(24) 第27条の12において準用する第14条第1項の送電事業の休廃止の許可

第27条の12において準用する第14条第1項の送電事業の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(25) 第27条の12において準用する第14条第2項の送電事業者たる法人の解散の決議等の認可

第27条の12において準用する第14条第2項の送電事業者たる法人の解散の決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(26) 第27条の15の小売供給の登録

第27条の15の小売供給の登録に係る審査基準については、第27条の18第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準については、第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準を準用するものとする。

(27) 第27条の19第1項の小売供給の変更登録

第27条の19第1項の小売供給の変更登録に係る審査基準については、同条第3項において読み替えて準用する第27条の18第1項各号(第2号を除く。)に変更登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、第2条の6第1項の小売電気事業の変更登録に係る審査基準を準用するものとする。

(28) 第27条の30第1項の規定による特定供給の許可

第27条の30第1項の規定による特定供給の許可に係る審査基準については、同条第3項各号に許可の基準が規定されているところであり、より具体的には、次のような場合とする

- ① 次のいずれかの関係が電気を供給する事業を営む者(以下「供給者」という。)と供給の相手方

(以下単に「相手方」という。)との間に安定的に存在する場合 [第1号要件]

- イ 生産工程において原材料、製品等の受渡しがあって、それを第三者との受渡しに代替することが困難であること。
 - ロ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下このロにおいて単に「子会社」という。)と同条第4号に規定する親会社(以下このロにおいて単に「親会社」という。)との関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社との関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。
 - ハ 人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。
 - ニ イからハマまでに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。
 - ホ 一方の者から他方の者に対して、当該他方の者が行う事業に必要なかつ当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者の間において社会通念上一の企業とみなし得る関係が存在すると判断されること。
 - ヘ 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあっては、供給者と相手方が共同して組合を設立する場合であって次に掲げる要件に全て該当する場合
 - (i) 当該組合の定款等において、当該組合が長期にわたり存続する旨が明らかになっていること。
 - (ii) 当該組合の組合員名簿等に当該供給者及び当該相手方の氏名又は名称が記載されていること。
 - (iii) 当該定款等において電気料金の決定の方法及び当該供給者と当該相手方における送配電設備の工事費用の負担の方法が明らかになっていること、その内容が特定の組合員に対して不当な差別的取扱いをするものでないことが認められることその他定款等の内容等により当該供給者が当該相手方の利益を阻害するおそれがないと認められること。
- ② 電気を供給する場所を供給区域に含む一般送配電事業者の規模、特定供給の供給量、当該供給区域における電気工作物の設置状況その他の事情を総合して判断し、当該供給区域の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないと認められる場合 [第2号要件]
- ③ 電気を供給する事業の用に供する発電用の電気工作物(次に掲げる発電設備を含む。以下この③において同じ。)その他の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることが可能である場合(当該発電用の電気工作物の供給能力により相手方の需要に応ずることができない場合にあっては、当該供給能力により当該需要の5割以上に応ずることが可能であり、かつ、小売電気事業者から電気の供給を受けることにより当該需要に応ずることが可能である場合を含む。)
- イ 供給者以外の者が維持し、及び運用する特定発電設備(供給者と供給者以外の者との契約に

より、当該供給者以外の者が当該供給者に対して電気を供給するために用いる発電設備が特定されている発電設備であって、電気を安定的に供給することができると認められるものをいう。)

ロ 太陽光発電設備（蓄電池又は燃料電池発電設備と組み合わせることにより、電気を安定的に供給することができると認められるものに限る。）

ハ 風力発電設備（蓄電池又は燃料電池発電設備と組み合わせることにより、電気を安定的に供給することができると認められるものに限る。）

ニ 燃料電池発電設備

- ④ ③ロ及びハに掲げる発電設備が電気を安定的に供給することができるか否かを判断するに当たっては、③ロに掲げる発電設備にあつては太陽光発電設備の設備容量の百分の十二又は蓄電池若しくは燃料電池発電設備の設備容量のいずれか小さいものをその供給能力とするものとし、③ハに掲げる発電設備にあつては風力発電設備の設備容量の百分の二十又は蓄電池若しくは燃料電池発電設備の設備容量のいずれか小さいものをその供給能力とするものとする。

(29) 第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可

第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可に係る審査基準については、同条各号に認可の基準が規定されているところであり、同条第4号のより具体的な審査基準については、「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」（別添2）のとおりとする。

(30) 第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可

第28条の18第2項の規定による広域的運営推進機関の定款の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の定款の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の定款に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

(31) 第28条の23第2項の規定による広域的運営推進機関の役員を選任の認可

第28条の23第2項の規定による広域的運営推進機関の役員を選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。

- ① 第28条の21各号に規定する役員の下格条項に該当しないこと。
- ② 「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合すること。

(32) 第28条の23第2項の規定による広域的運営推進機関の役員を解任の認可

第28条の23第2項の規定による広域的運営推進機関の役員を解任の認可に係る審査基準

については、解任しようとする役員を解任することにより、広域的運営推進機関の業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(33) 第28条の24ただし書の規定による広域的運営推進機関の役員の兼職の承認

第28条の24ただし書の規定による広域的運営推進機関の役員の兼職の承認に係る審査基準については、役員が営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することにより、広域的運営推進機関の業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(34) 第28条の27第3項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可

第28条の27第3項の規定による広域的運営推進機関の評議員の任命の認可に係る審査基準については、任命しようとする評議員が以下のいずれの要件にも該当することとする。

- ① 電気事業について学識経験を有すること。
- ② 広域的運営推進機関の運営に関する重要事項を審議する能力を有すること。
- ③ 「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合すること。

(35) 第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可

第28条の41第3項の規定による広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可に係る審査基準については、当該変更後の業務規程の内容が法令に適合し、かつ、当該変更後の業務規程に虚偽の記載がないこと及び「電気事業法第28条の15の規定による広域的運営推進機関の設立の認可の基準について」の該当部分に適合することとする。

(36) 第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可

第28条の46第1項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の認可及び変更の認可に係る審査基準については、当該送配電等業務指針の内容に虚偽の記載がないこと、同条第2項各号のいずれにも適合すること及び「電気事業法第28条の46第1項の規定による送配電等業務指針の認可の基準について」（別添3）に適合することとする。

(37) 第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可

第28条の49の規定による広域的運営推進機関の予算及び事業計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算又は事業計画が以下の方針に基づき整理されており、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算にあつては、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成27年経済産業省令

第12号。以下「財務会計省令」という。)第3条から第6条までの規定に基づいていること。

- ② 予算にあつては、広域的運営推進機関が業務を適正かつ確実に実施するために必要十分な費用を計上し、別添2の1.(6)に規定する会費及び特別会費を収入としていること。
- ③ 予算における人件費その他の費用にあつては、原則として、一般送配電事業託送供給等約款料金審査要領その他の料金審査に係る考え方とそごがないこと。
- ④ 広域的運営推進機関の成立の日を含む事業年度にあつては、電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)による改正前の電気事業法第93条第1項に規定する送配電等業務支援機関の財産を譲り受けようとする場合には、当該財産について第三者による評価等を受けていること。
- ⑤ 事業計画にあつては、財務会計省令第10条の規定に基づいていること。
- ⑥ 調達に当たっては、入札等を行うことを原則としていること。

(38) 第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認

第28条の50第1項の規定による広域的運営推進機関の財務諸表等の承認に係る審査基準については、財務諸表等が以下の方針に基づき整理されており、財務諸表等が広域的運営推進機関の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。

- ① 財務会計省令第12条から第15条までの規定に基づいていること。
- ② 別添2の1.(6)に規定する拠出金及び法第99条の8の規定により推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等においてそれぞれの増減及び異動が記載されていること。

(39) 第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可

第43条第2項の規定による主任技術者免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可に係る審査基準については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(20210208保局第2号)」(別添4)のとおりとする。

(40) 第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可

第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可及び第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更の認可に係る審査基準については、同条第3項に掲げるとおりとする。

なお、同項第2号については、事故時の系統分離方式等電気の円滑な供給確保上技術的に重要な事項に関する設計が適切であることとする。

事業用電気工作物のうち原子力発電工作物に関する第47条第3項第1号のうち原子力安全

に係る部分への適合性については、原子力規制委員会による審査において適合するものと判断された場合は、当省も、同号に適合するものと判断する。ただし、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める命令」（昭和40年通商産業省令第62号。以下「省令第62号」という。）第34条第2項から第6項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第51号。以下「火技省令」という。）を、電気設備に関しては「原子力発電工作物に係る電気設備に関する技術基準を定める命令」（平成24年経済産業省令第70号。以下「原子力電技命令」という。）をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用火力設備の技術基準の解釈」（別添5。以下「火技解釈」という。）の該当部分、「電気設備の技術基準の解釈」（別添6。以下「電技解釈」という。）の相当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合するものとする。

（41） 第49条第1項の規定による使用前検査

第49条第1項の規定による使用前検査に係る審査基準については、同条第2項に掲げるとおりとする。

事業用電気工作物のうち原子力発電工作物に関する第49条第2項第2号のうち原子力安全に係る部分への適合性については、原子力規制委員会による審査において適合するものと判断された場合は、当省も、同号に適合するものと判断する。ただし、省令第62号第34条第2項から第6項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「火技省令」を、電気設備に関しては「原子力電技命令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「火技解釈」の該当部分、「電技解釈」の相当部分のとおりである場合には、第49条第2項第2号に適合するものとする。

（42） 第58条第2項の規定に基づく土地等の一時使用の許可

第58条第2項の規定に基づく土地等の一時使用の許可に際しては、次の各号を満たしていない場合には許可しない。

- ① 土地等の所有者等が土地等の一時使用について拒絶している等により、一時使用が困難と認められること。
- ② 一時使用の目的が、第58条第1項各号に掲げる目的のためであること。
- ③ 一時使用の期間について、第58条第1項各号に掲げる目的を達するに妥当な期間であること。

（43） 第59条第1項の規定に基づく土地の立入りの許可

第59条第1項の規定に基づく土地の立入りの許可に際しては、次の各号を満たしていない場合には許可しない。

- ① 土地の所有者等が土地の立入りについて拒絶している等により、立入りが困難と認められること。
- ② 立入りの目的が、電気事業の用に供する電気工作物に関する測量又は実地調査のためであること。
- ③ 立入りの期間について、上記②の目的を達するに妥当な期間であること。

(44) 第61条第1項の規定に基づく植物の伐採又は移植の許可

第61条第1項の規定に基づく植物の伐採又は移植許可に際しては、次の各号を満たしていない場合には許可しない。

- ① 植物の所有者等が植物の伐採又は移植について拒絶している等により、植物の伐採又は移植が困難と認められること。
- ② 植物が電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合であること（電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合の判断にあたっては、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）を基として個々の事例ごとに判断する。）。

(45) 第97条第1項の規定による卸電力取引所の指定

第97条第1項の規定による卸電力取引所の指定に係る審査基準については、同条第1項に指定の基準が規定されているところであり、同条柱書及び第1項第1号から第4号までのより具体的な審査基準については、次のとおりとする。

卸電力取引所の指定については、卸電力取引所指定申請書又はその添付書類に必要な事項が明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、指定しないものとする。

- ① 卸電力取引所の指定申請を行う法人が電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大を図るとともに、当該卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とすると認められることの基準
 - イ 当該法人の定款で定める法人の目的が、第97条第1項で定める法人の目的に適合していること。
 - ロ 当該法人の市場開設業務の実施に関する計画の内容が、第97条第1項で定める法人の目的に適合していること。
- ② 市場開設業務の実施に関する計画が、市場開設業務の適確な実施のために適切であると認められることの基準
 - イ 事務所の所在地について、関係者が往訪しやすく、かつ、国の機関と密接な連絡をとること

ができる場所であること。

- ロ 職員が市場開設業務に関する十分な知識及び経験を有していること。
- ハ 市場開設業務の実施に関する計画として、少なくとも次に掲げる内容が記載されており、市場開設業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
 - (i) 市場開設業務を行う時間及び休日
 - (ii) 開設を予定している卸電力取引市場の種類
 - (iii) 卸電力取引市場における売買取引の約定方法
 - (iv) 卸電力取引市場における売買取引の決済方法（取引参加者の一方が、売買取引終了後、決済完了までの間に支払能力を失った場合の対応を含む。）
 - (v) 卸電力取引市場の監視体制
 - (vi) 資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会及び電力広域的運営推進機関との連絡調整体制
 - (vii) 取引参加者からの売買取引に関する問合せや苦情処理への対応方法・体制
 - (viii) 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、国内外の調査及び提言を行う体制
- ニ 売買取引数量等の公表について、少なくとも次に掲げる内容が記載されていること。
 - (i) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「施行規則」という。）第132条の8第1項及び第2項に規定する売買取引の数量及び価格等（公表時期及び公表方法については同条第3項の規定に沿った対応を行うことを含む。）
 - (ii) 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条第1項第1号で定める額
 - (iii) 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条第1項第2号又は第3号で定める値
 - (iv) 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条第1項第4号で定める額
- ホ 市場開設業務に関する重要事項について、理事会又は取締役会の決議事項としている等、組織的な意思決定が行われる仕組みが担保されていること。
- ヘ 市場開設業務に関する重要事項、売買取引の方法等の決定及び変更について、取引参加者の意見を聴取し、必要に応じて当該意見を反映させる仕組みが担保されていること。
- ト 市場開設業務の実施に関する計画において、卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力を確保するための取組が示されていること。
- チ 市場開設業務の実施に関する計画において、中長期的な電力の卸取引の機会の拡大に向けた取組が示されていること。
- リ 市場開設業務の実施に関する計画において、市場開設業務の開始予定時期を定めていること及び当該開始予定時期において市場開設業務を適確に実施できる組織体制等が整備できる見通しが示されていること。

ヌ 指定申請者が、暴力団員又は暴力団員等であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、市場開設業務の適確な実施のために適切でないと認められる者にあたらぬこと。

③ 市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的基礎を有すると認められる基準

イ 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。

(i) 市場開設業務を中立性と独立性を維持して運営するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。

(ii) 取引参加者から手数料等の料金を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。

(iii) その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、市場開設業務を健全な状態で持続的に遂行し得る経理面での確実性が認められること。

(iv) 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。

ロ 技術的基礎について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。

(i) 役員及び職員が市場開設業務を適切に実施するに足りる十分な技術的知識及び経験を有していること。

(ii) 卸電力取引市場における不正な行為や不当な価格形成に関する具体的な基準及び処分を定めており、これらの取引を防止するための適切な市場監視機能及び体制を確保する見込みがあること。

(iii) 情報処理システムに関して、市場開設業務を適切に実施するために必要かつ十分な能力を備えた施設及び設備等が、保有又は借入により確保される見込みがあること（取引参加者、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会及び電力広域的運営推進機関との間の連絡調整のための設備等の整備を含む）。

(iv) (iii) に規定する施設及び設備等を運営するために十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。

(v) (iii) に規定する施設及び設備等について、将来的な取引量の増大に対応できる十分な拡張性が確保される見込みがあること。

(vi) 市場開設業務を運営するための情報処理システムについて、十分なセキュリティが確保される見込みがあること。

(vii) 災害等が発生した場合における業務継続計画が、卸電力取引所が被災した場合等においてもあらかじめ選定する非常時優先業務等を継続（又は速やかに再開）するために十分なものであること。

④ 役員又は職員の構成が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる基準

イ 役員構成について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。

(i) 代表権を有する役員及び常勤の役員は、取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者の役職員を兼職できないこと及び取引参加者との間に特別な利害関係を有していないこと。

(ii) 電気事業者の役職員である者及び役職員であった者の比率が役員総数の半数に満たないこと。

(iii) 役員構成が小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者などの特定の事業形態や特定の取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者からの出身者に偏っていないこと。

(iv) 役員選定方法について、現任の役員や業務執行を行う職員から独立した第三者の評価を得ていること。

(v) 役員及び役員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が定められていること。

- a. 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
- b. 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の窃用の禁止に関する事項
- c. 取引参加者に関する個人情報の保護に関する事項
- d. 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動の禁止に関する事項
- e. 特定の利害関係者に対する不当な差別的取扱いの禁止に関する事項
- f. 倫理的行動に関する事項
- g. 有価証券等の売買に関する事項

(vi) 役員処分等を定めていること。

ロ 職員構成について、少なくとも次に掲げる内容が認められること。

(i) 職員は、取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者の役職員を兼職していないこと（出向による場合を除く。）。

(ii) 外部から職員を出向等により受け入れる場合、当該職員の出身が小売電気事業者や発電事業者、送配電事業者などの特定の事業形態や特定の取引参加者又は取引参加者以外の電気事業者からの出身者に偏っていないこと。また、外部からの職員の割合が当該法人の職員の半数に満たないこと。

(iii) 職員及び職員であった者に関する少なくとも次に掲げる事項を含む行動規範が定められていること。

- a. 業務遂行上の法令の遵守に関する事項
- b. 職務上知り得た秘密の漏えい及び当該秘密の窃用の禁止に関する事項
- c. 取引参加者に関する個人情報の保護に関する事項

- d. 特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動の禁止に関する事項
- e. 特定の利害関係者に対する不当な差別的取扱いの禁止に関する事項
- f. 倫理的行動に関する事項
- g. 有価証券等の売買に関する事項

(iv) 職員の処分等を定めていること。

- ⑤ 市場開設業務以外の業務を行う場合において、当該業務が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる基準

- イ 市場開設業務以外の業務について、職員、組織及び予算等が市場開設業務と実質的に区分されていること。
- ロ 市場開設業務以外の業務が、電気事業の運営等、市場開設業務の運営の中立性を損ねるもので無いこと。
- ハ 市場開設業務以外の業務を実施することにより、卸電力取引所の財務状況が悪化する可能性が低いこと。

(46) 第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可

第99条第1項の規定による卸電力取引所の業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務規程が、次のとおり定められ、かつ、その内容が同条第3項に基づき施行規則第132条の7に適合することとする。

- ① 施行規則第132条の6第1号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 翌日市場及び一時間前市場のうち、少なくとも入札受付及び約定処理については、原則として年間を通じて全ての時間帯で業務を実施すること。
 - ロ イに規定する業務以外の市場開設業務を行う時間及び休日について規定していること。
 - ハ 市場開設業務について臨時休業を行う場合には、その基準を示していること。
- ② 施行規則第132条の6第2号に掲げる事項として、少なくとも市場開設業務を行う事務所の所在地が規定されていること。
- ③ 施行規則第132条の6第3号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
 - イ 資力信用を有するなどの一定の客観的要件を満たす場合には、次に掲げる場合も含め、原則として全ての電気事業者の参加を認めていること。
 - (i) 発電事業者が卸売を行うために卸電力取引所で電力を購入する場合
 - (ii) 小売電気事業者が余剰電力を卸電力取引所で売却する場合
 - ロ 電気事業者以外の者について、資力信用を有するなど一定の客観的要件を満たす場合には、少なくとも次に掲げる者について参加を認めていること。
 - (i) 発電設備の維持及び運用を行っている者

- (ii) 小規模な電気事業者などから委託を受けて取引を行う者
 - ハ 少なくとも次に掲げる者について、客観的要件により排除していること。
 - (i) 純資産額が乏しいことその他の理由により、資力が無いと認められる者
 - (ii) 破産者で復権を得ないこと、関係法令への重大な違反を行ったこと、役員に暴力団員等が存在すること、暴力団員等が事業活動を支配していることその他の理由により、信用がないと認められる者
 - ニ 取引参加資格の判断に際して、恣意性を排除した審査を行う仕組みが確保されていること。
- ④ 施行規則第132条の6第4号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 少なくとも次に掲げる市場を開設する旨を定めていること。
 - (i) 翌日市場
 - (ii) 一時間前市場
 - (iii) 翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場
 - ロ 翌日市場については、実需給の前日に取引が可能であること。
 - ハ 一時間前市場については、年間を通じて、翌日市場の閉鎖後の特定時点から実需給の1時間前時点までの間に取引が可能であること。
- ⑤ 施行規則第132条の6第5号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 売買取引の方法として、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。
 - (i) 買い及び売りの注文方法
 - (ii) 約定方法（連系線の容量に制約がある場合の取扱いを含む。）
 - (iii) 約定結果の通知方法
 - (iv) 電気の受渡しの方法、受渡しに必要な費用の分担方法及びその計量方法
 - (v) 売買代金の支払方法、支払時期及び支払に必要な費用の分担方法
 - (vi) 売買代金の支払が不履行となった場合の取扱い
 - (vii) 災害発生時等、通常の売買取引が困難な場合の取扱い
 - ロ 翌日市場及び一時間前市場について、次に掲げる約定方法を用いていること。
 - (i) 翌日市場 ブラインドシングルプライスオークション
 - (ii) 一時間前市場 随時取引が可能な取引方法（ザラバ取引）
 - ハ 卸電力取引所で約定された電力は、一般送配電事業者が管理する送配電網を通じて受け渡されること。
 - ニ 翌日市場及び一時間前市場については、取引の約定条件として、電力広域的運営推進機関に対して送電可否判定を依頼し、連系線の送電確認を行うこととしていること。
 - ホ 受渡しに関して定めている事項が、電力広域的運営推進機関が定める関係規程や一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容と整合していること。

⑥ 施行規則第132条の6第6号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 決済対象及び決済日が明記されていること。

ロ 翌日市場及び一時間前市場については、取引参加者の間で直接資金決済を行うのではなく、卸電力取引所が取引参加者間の売買取引を整理（ネットィング処理）した上で、売買代金を求償することとしていること。

⑦ 施行規則第132条の6第7号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 取引参加者から売買手数料や会費等を徴収する場合には、金額の定め方及びその徴収方法について明確な定めが置かれていること。

ロ 徴収する金額の定め方及びその徴収方法が特定の者を有利に扱い、又は不利に扱うものとなっていないこと。

⑧ 施行規則第132条の6第8号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 翌日市場及び一時間前市場については、代金支払が不履行となった場合に備えて、清算預託金を預かる制度が採用されていること。

ロ 取引参加者から清算預託金を徴収する場合には、少なくとも次に掲げる内容を定めていること。

(i) 清算預託金の算定方法

(ii) 清算預託金の徴収方法

(iii) 清算預託金の保全の方法及び運用益の取扱い

(iv) 清算預託金の払い戻し方法

ハ 清算預託金の必要額が市場の流動性の確保を妨げるものとなっていないこと。

⑨ 施行規則第132条の6第8号の2に掲げる事項として、少なくとも翌日市場において地域ごと取引価格を算定する方法について定められていること。

⑩ 施行規則第132条の6第9号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入及びその決済に要する費用について、卸電力取引所の資産から実質的に区別して管理されていること。

ロ 翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付について定められていること。

⑪ 施行規則第132条の6第10号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ いかなる行為が不正な取引に該当するかを定め、取引参加者に対するルールにおいて、こ

れを明示的に禁止していること。

- ロ 不正な取引として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 電気の実物取引を目的としない取引をすること
 - (ii) 仮装の取引をする、又は偽って自己の名を用いず取引をすること
 - (iii) 他者と通謀の上、当該他者との取引を成立させることを意図した取引の申込みをすること
 - (iv) 単独で又は他人と共同して、取引が繁盛であると誤解させるような取引や相場を変動させるような取引をすること
 - (v) 市場相場が自己や他人の操作によって変動する旨を流布すること
 - (vi) インバランス料金を変動させることを目的に、約定を見込まない取引を行うこと
 - (vii) 相対取引や電力先物市場など卸電力取引所外の電力に関連した取引において利益を得る目的で、卸電力取引所の市場の相場を変動させるような取引を行うこと
 - (viii) 公表前の発電所の事故情報など、卸電力取引所の価格形成に影響に及ぼすインサイダー情報に基づく取引を行うこと
 - ハ いかなる場合に不当な価格形成に該当する可能性があるかについて定めていること。また、不当な価格形成に該当する可能性がある場合として、少なくとも次の項目を定めていること。
 - (i) 市場における需給関係では正当化できない水準の価格が形成されている場合
 - (ii) 一般的な発電原価から上方又は下方に著しく乖離した市場価格が形成されている場合
- ニ 不正な取引を防止するため、取引参加者に対するルールの周知や教育を行うこととしていること。
- ⑫ 施行規則第132条の6第11号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 市場開設業務を実施するに足りる十分な組織体制が整備されていること。
 - ロ 職員の監視体制が整備されていること。
 - ハ 売買取引の数量の拡大及び適正な価格形成を図るための企画、調査及び提言を行う体制が整備されていること。
- ⑬ 施行規則第132条の6第12号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。
- イ 卸電力取引市場の監視を行う体制が整備されていること。特に、第三者委員会における審議や処分に対する不服申立制度が整備されていることなど、卸電力市場の監視結果についての判断や処分が公正・中立になされることを担保する仕組みを有していること。
 - ロ 取引参加者の行為が、不当な行為及び不当な価格形成に該当するおそれがある場合には、必要に応じて、取引参加者に対する調査を行うこととされていること。
 - ハ 不当な行為及び不当な価格形成に該当すると認めるときは、業務規程その他の取引関連規

定に基づき、取引参加者に対して必要な処分を行うこととされていること。

ニ ハの措置を講じたときは、速やかにその旨を資源エネルギー庁及び電力・ガス取引監視等委員会へ報告することとしていること。

⑭ 施行規則第132条の6第13号に掲げる事項として、少なくとも次に掲げる内容及び基準に適合していること。

イ 取引参加者が関係法令、業務規程その他卸電力取引所が定める規定に違反する行為を行った場合の処分内容が具体的に明記されていること。

ロ 卸電力取引所が実施する調査に対する取引参加者の協力に関する記載を設けていること。また、当該調査に対する協力が得られなかった場合の措置について定められていること。

⑮ 施行規則第132条の6第14号に掲げる事項として、少なくとも取引参加者が利用しやすい市場運営が行われるように、取引ルールや取引制度の変更について、取引参加者の意見を聴き、必要に応じて反映させる仕組みを有していること。

(47) 第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可

第99条の7第1項の規定による卸電力取引所の事業計画及び収支予算の認可に係る審査基準については、次に掲げる事項が、卸電力取引所事業計画及び予算収支認可申請書並びに添付資料に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認可しないものとする。

① 事業計画に当該年度の運営方針が記載されており、かつ、当該事業計画が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

② 収支予算が少なくとも次の方針に基づき整理されており、かつ、収支予算が卸電力取引の機会の拡大及び適切な価格の形成に資し、市場開設業務の適確な実施に支障を及ぼすことおそれがないと認められること。

イ 収入と支出の部に整理する等、勘定の適切な整理をすること。

ロ 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益について、他の収益から実質的に区別されていること。

ハ 市場開設業務以外の業務を営む場合には、市場開設業務に係る収支とそれ以外の業務に係る収支を区分して整理していること。

(48) 第99条の9第1項の規定による卸電力取引所の市場開設業務の全部又は一部の休廃止の許可

第99条の9第1項の規定による卸電力取引所の市場開設業務の全部又は一部の休廃止の許可に係る審査基準については、市場開設業務の全部又は一部の休廃止を行うことについて、取引参加者及び取引参加者以外の電気事業者に対する周知が行われていること並びに取引参加

者の利益が阻害されるおそれが少ないと認められること。

(49) 第99条の10の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可

第99条の10の規定による卸電力取引所の役員の選任の認可に係る審査基準については、選任しようとする役員が以下のいずれの要件にも該当することとする。

- ① 第97条第1項6号に規定する役員の欠格条項に該当しないこと。
- ② 第1の(43)④イに適合すること。

(50) 第99条の10の規定による卸電力取引所の役員の解任の認可

第99条の10の規定による卸電力取引所の役員の解任の認可に係る審査基準については、解任しようとする役員を解任することにより、卸電力取引所の業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(51) 附則第12項の規定による認定

附則第12項の規定による認定に係る審査基準については、同項に認定の基準が規定されており、更に具体的な審査基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(52) 財務会計省令第7条の規定による債務負担行為の認可

財務会計省令第7条の規定による債務負担行為の認可に係る審査基準については、債務負担行為を必要とする理由、債務負担行為の金額、広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、債務負担行為により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(53) 財務会計省令第8条第2項の規定による予算の流用及び予備費の使用の承認

財務会計省令第8条第2項の規定による予算の流用及び予備費の使用の承認に係る審査基準については、予算の流用又は予備費の使用の理由、予算の流用又は予備費の金額、広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、予算の流用又は予備費の使用により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(54) 財務会計省令第16条第2項の規定による会計規程の承認及び変更の承認

財務会計省令第16条第2項の規定による会計規程の承認及び変更の承認に係る審査基準については、会計規程が広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがなく、広域的運営推進機関の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこととする。

第2 処分の基準

- (1) 第2条の9第1項の規定による小売電気事業の登録の取消し
第2条の9第1項の規定による小売電気事業の登録の取消しについては、同項各号に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (2) 第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令
第2条の12第2項の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。
- ① 定常的に、供給能力の不足を発生させている場合
 - ② 短い時間であっても、極めて大きな供給能力の不足を発生させた場合
 - ③ 過去の実績や需要の性質に照らして、供給能力の確保が十分ではなく、実需給の段階で、供給能力不足を発生させる蓋然性が高いと認められる場合
 - ④ 広域的運営推進機関による供給能力を確保するための費用の請求に応じない場合
- (3) 第2条の17第1項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令
第2条の17第1項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、「電力の小売営業に関する指針」(以下「小売指針」という。)(別添7)に記載している「問題となる行為」その他の適切でない小売電気事業の運営のため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときとする。
- (4) 第2条の17第2項の規定による小売電気事業者等に対する業務改善命令
第2条の17第2項の規定による小売電気事業者等に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、小売指針3(1)「不明確な電気料金の算出方法」に記載するように、小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときにおいて、電気料金の算出方法を説明せず、又は当該算出方法を欠いた書面を交付した場合等とする。
- (5) 第2条の17第3項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令
第2条の17第3項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、小売指針4(2)「停電に関する問合せ対応に関して問題となる行為及び望ましい行為」に記載するように、原因が不明な停電が生じた場合において、小売電気事業者が需要家からの問合せに不当に応じない場合等とする。

- (6) 第9条第5項の規定による一般送配電事業者に対する電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令

第9条第5項の規定による一般送配電事業者に対する電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (7) 第13条第2項において読み替えて準用する第9条第5項の規定による一般送配電事業者に対する設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令

第13条第2項において読み替えて準用する第9条第5項の規定による一般送配電事業者に対する設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (8) 第15条第1項の規定による一般送配電事業の許可の取消し

第15条第1項の規定による一般送配電事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (9) 第15条第2項の規定による一般送配電事業の許可の取消し

第15条第2項の規定による一般送配電事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (10) 第16条第1項の規定による供給区域の増加の許可の取消し

第16条第1項の規定による供給区域の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (11) 第16条第2項の規定による供給区域の減少

第16条第2項の規定による供給区域の減少については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (12) 第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令

第18条第6項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 託送供給等約款料金がその一般送配電事業者の供給区域において一般電気事業者であった小売電気事業者（以下「区域において一般電気事業者であった小売電気事業者」という。）及び発電事業者（以下「区域において一般電気事業者であった発電事業者」という。）の負担するコスト

との間で公平性を欠く場合であって、具体的には、需要種別ごとの基準託送供給料金及びインバランス料金について、当該区域において一般電気事業者であった小売電気事業者及び区域において一般電気事業者であった発電事業者が同様の利用形態でネットワークを利用した場合のコストに比べて不当な格差が存在すると認められる場合〔第1号要件〕

- ② 接続検討申込み時に明らかにすべき事項及び当該申込みを受けた一般送配電事業者の回答までの標準的な期間等の設定が不相当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給を受けることができないと認められる場合〔第1号要件〕
- ③ 当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ④ 当該託送供給等約款における工事費負担等の供給条件の設定が不相当であり、小売電気事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった小売電気事業者と、又は発電事業を営もうとする者若しくは営む者が区域において一般電気事業者であった発電事業者と公平な条件により託送供給等を受けることができないと認められる場合〔第3号要件〕
- ⑤ 託送供給等約款料金が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての託送供給等利用者に対して平等でない場合〔第4号要件〕
- ⑥ 当該託送供給等約款における振替供給に係る供給条件の設定が広域的な電気の供給の促進を阻害する場合や設定された料金メニューが公共の利益の増進に支障があるものである場合〔第5号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(13) 第18条第11項の規定による託送供給等約款の変更命令

第18条第11項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同条第10項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 料金の変更の内容として、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する目的以外の目的による変更が含まれている場合〔第1号要件〕
- ② 当該託送供給等約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第2号要件〕
- ③ 当該託送供給等約款が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定められていることを前提とした上で、正当な理由に基づいて区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して公平でない場合（特に、3需要種別に整理された原価等を基とした契約種別ごとの料金率の

設定が公平でない場合) [第5号要件]

(14) 第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事項の変動により著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（14）において同じ。）の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する「子会社等」をいう。以下この（14）において同じ。）である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

③ 廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離率累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離率累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した

最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

- ロ 電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ハ 平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ニ 1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）
- ホ 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額

B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下このホにおいて同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者に承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下このホにおいて「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）

C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

なお、上記の判断に当たっては、小売電気事業者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(15) 第20条第3項の規定による最終保障供給約款の変更命令

第20条第3項の規定による最終保障供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 最終保障供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合〔第1号要件〕
- ② 一般送配電事業者が定める最終保障供給約款が、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が自主的に公表した標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）と比べて、不当に高いものであるため、当該最終保障供給約款により供給を受ける需要家の利益を著しく阻害するおそれがある場合（ただし、当該最終保障供給約款により供給を受ける需要家に対応するため当該一般送配電事業者が予備力を活用する状況にある場合であって、標準メニューに比べて合理的なコストアップを反映した価格を設定するときは、原則として該当しない。）〔第3号及び第4号要件〕

なお、上記の判断に当たっては、需要家と一般送配電事業者との間に最終保障供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(16) 第21条第3項の規定による離島供給約款の変更命令

第21条第3項の規定による離島供給約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 供給区域ごとに、経済産業大臣が公表する小売供給に係る料金水準（電圧別・用途別の平均的な料金単価及びこれらの区分における主要な料金メニュー体系（個別の料金単価の設定を除く。））と比べて、離島供給約款において定められている料金の水準が同程度でない場合 [第1号要件]
- ② 離島供給約款において定められている料金率や計算式をもって、使用量等に応じた料金が計算可能でない場合 [第2号要件]

なお、上記の判断に当たっては、需要家と一般送配電事業者との間に離島供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

(17) 第23条第2項の規定による一般送配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令

第23条第2項の規定による一般送配電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」(別添8)の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、同条第2項の規定による停止又は変更命令が発動されないものとする。

(18) 第26条第2項の規定による電圧又は周波数の維持命令

第26条第2項の規定による電圧又は周波数の維持命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(19) 第27条第1項の規定による一般送配電事業者に対する業務改善命令

第27条第1項の規定による一般送配電事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(20) 第27条第2項の規定による一般送配電事業者に対する業務改善命令

第27条第2項の規定による一般送配電事業者に対する業務改善命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(21) 第27条の3の規定による一般送配電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令

第27条の3の規定による一般送配電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(22) 第27条の8第1項の規定による送電事業の許可の取消し

第27条の8第1項の規定による送電事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(23) 第27条の8第2項の規定による送電事業の許可の取消し

第27条の8第2項の規定による送電事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(24) 第27条の8第3項の規定による送電事業の許可の取消し

第27条の8第3項の規定による送電事業の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(25) 第27条の9第1項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加の許可の取消し

第27条の9第1項の規定による振替供給の相手方たる一般送配電事業者の増加の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(26) 第27条の11第3項の規定による振替供給条件の変更命令

第27条の11第3項の規定による振替供給条件の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 送電事業者と振替供給を受ける者との間で約定した原価算定期間の設定が不適当な場合であって、振替供給において回収すべき費用（以下「振替供給費用」という。）を回収できないような振替供給料金を設定した場合又は振替供給費用を超過するような振替供給料金を設定した場合〔第1号及び第5号要件〕
- ② 振替供給に関する収支に著しい超過利潤又は欠損が、送電事業者と振替供給を受ける者との間で約定した内容等に照らして、長期にわたって発生したと認められる場合〔第1号及び第5号要件〕
- ③ 原価算定期間を経過してもなお振替供給料金の算定の諸元となる費用の再推計を行わない

ことについての説明が合理的かつ十分なものでない場合 [第1号要件]

- ④ 同一送変電設備により、複数の一般送配電事業者に対して振替供給を行う場合であって、一般送配電事業者に応じて、合理的な理由なく差別的な供給条件が設定される場合 [第4号要件]
- ⑤ 届出された供給条件が、将来にわたる送電事業者による広域的かつ効率的な送変電設備の形成、運用、維持管理の遂行を阻害することにより、電気の利用者の利益増進を妨げるようなことが想定される場合 [第5号要件]

(27) 第27条の11第4項の規定による送電事業者に対する振替供給の命令

第27条の11第4項の規定による送電事業者に対する振替供給の命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、料金を支払わずに契約を解除された一般送配電事業者が滞納料金を支払わずに振替供給契約締結を申し込むような場合、又は事業運営上過度の負担となる送変電設備の新增設を要する場合等の正当な理由なく振替供給を拒んだ場合とする。

(28) 第27条の12において準用する第9条第5項の規定による送電事業者に対する電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令

第27条の12において準用する第9条第5項の規定による送電事業者に対する電気工作物の変更届出の内容の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(29) 第27条の12において準用する第13条第2項において読み替えて準用する第9条第5項の規定による送電事業者に対する設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令

第27条の12において準用する第13条第2項において読み替えて準用する第9条第5項の規定による送電事業者に対する設備の譲渡し等の変更命令及び中止命令については、同項に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(30) 第27条の12において準用する第23条第2項の規定による送電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令

第27条の12において準用する第23条第2項の規定による送電事業者に対する禁止行為等の停止又は変更命令については、同条第1項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、「適正な電力取引についての指針」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」の該当部分のとおりである場合には、同条第2項の規定による停止又は変更命令が発動されないものとする。

(31) 第27条の12において準用する第27条第1項の規定による送電事業者に対する業務改善命令

第27条の12において準用する第27条第1項の規定による送電事業者に対する業務改善命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(32) 第27条の12において準用する第27条の3の規定による送電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令

第27条の12において準用する第27条の3の規定による送電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(33) 第27条の13第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による特定送配電事業の届出内容の変更又は中止命令

第27条の13第5項(同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による特定送配電事業の届出内容の変更又は中止命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次の条件の全てに該当している場合とする。

- ① 届出に係る送電用又は配電用の電気工作物について、届出に係る供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者が維持し、及び運用する基幹送電線と同等かそれ以上の電圧階級であり、かつ、こう長が10km以上の規模を有している場合
- ② 届出に係る供給地点のいずれかにおいて、届出がなされた時点からさかのぼる一定の期間内に、一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用又は配電用の電気工作物が敷設されている場合(ただし、当該条件に該当しない場合でも、届出に係る送電用又は配電用の電気工作物が当該電気工作物に属する供給地点の需要規模以上の規模となっている場合には、当該条件に該当するものと判断する。)
- ③ 届出に係る送電用又は配電用の電気工作物に属する供給地点の需要規模及び需要見通しと当該供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者の事業規模とを比較し、一般送配電事業者の送電用又は配電用の電気工作物の利用効率が著しく悪化し、一般送配電事業の遂行そのものに明らかな支障が生じるおそれがある場合

(34) 第27条の21第1項の規定による小売供給の登録の取消し

第27条の21第1項の規定による小売供給の登録の取消しについては、同項各号に処分の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(35) 第27条の26第1項において準用する第26条第2項の規定による特定送配電事業者に対する電圧又は周波数の維持命令

第27条の26第1項において準用する第26条第2項の規定による特定送配電事業者に対する電圧又は周波数の維持命令の基準については、第26条第2項の規定による電圧又は周波数の維持命令の基準を準用するものとする。

(36) 第27条の26第1項において準用する第27条第1項の規定による特定送配電事業者に対する業務改善命令

第27条の26第1項において準用する第27条第1項の規定による特定送配電事業者に対する業務改善命令の基準については、第27条第1項の規定による一般送配電事業者に対する業務改善命令の基準を準用するものとする。

(37) 第27条の26第2項において準用する第2条の12の規定による登録特定送配電事業者に対する供給能力の確保等に係る命令

第27条の26第2項において準用する第2条の12の規定による登録特定送配電事業者に対する供給能力の確保等に係る命令の基準については、第2条の12の規定による小売電気事業者に対する供給能力の確保等に係る命令の基準を準用するものとする。

(38) 第27条の26第2項において準用する第2条の17第3項の規定による登録特定送配電事業者に対する業務改善命令

第27条の26第2項において準用する第2条の17第3項の規定による登録特定送配電事業者に対する業務改善命令の基準については、第2条の17第3項の規定による小売電気事業者に対する業務改善命令の基準を準用するものとする。

(39) 第27条の26第3項において読み替えて準用する第2条の17第2項の規定による登録特定送配電事業者等に対する業務改善命令

第27条の26第3項において読み替えて準用する第2条の17第2項の規定による登録特定送配電事業者等に対する業務改善命令の基準については、第2条の17第2項の規定による小売電気事業者等に対する業務改善命令の基準を準用するものとする。

(40) 第27条の29において準用する第27条第1項の規定による発電事業者に対する業務改善命令

第27条の29において準用する第27条第1項の規定による発電事業者に対する業務改善命令の基準については、第27条第1項の規定による一般送配電事業者に対する業務改善命令

の基準を準用するものとする。

- (41) 第27条の29において準用する第27条の3の規定による発電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令
第27条の29において準用する第27条の3の規定による発電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令の基準については、第27条の3の規定による一般送配電事業者に対する固定資産償却命令又は積立金等積立命令の基準を準用するものとする。
- (42) 第27条の30第6項の規定による特定供給の許可の取消し
第27条の30第6項の規定による特定供給の許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (43) 第28条の23第5項の規定による広域的運営推進機関の役員の解任命令
第28条の23第5項の規定による広域的運営推進機関の役員の解任命令については、同項に解任命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (44) 第28条の23第6項の規定による広域的運営推進機関の役員の解任
第28条の23第6項の規定による広域的運営推進機関の役員の解任については、同項に解任の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (45) 第28条の46第3項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更命令
第28条の46第3項の規定による広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更命令については、同条第2項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、処分の基準は作成しない。
- (46) 第28条の47第4項の規定による広域的運営推進機関の広域系統整備計画の変更命令
第28条の47第4項の規定による広域的運営推進機関の広域系統整備計画の変更命令については、同項に変更を命ずる基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。
- (47) 第28条の53の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令
第28条の53の規定による広域的運営推進機関に対する監督命令の処分基準について、「この法律を施行するため必要があると認めるとき」とは、広域的運営推進機関の業務の運営が公

正かつ適正に行われていない場合等とする。

(48) 第29条第6項の規定による電気の供給命令等

第29条第6項の規定による電気の供給命令等については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(49) 第31条第1項の規定による災害時の電気の供給命令等

第31条第1項の規定による災害時の電気の供給命令等については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(50) 第34条第1項の規定による緊急の事態への対処等のための一般送配電事業者に対する情報の提供の求め

第34条第1項の規定による緊急の事態への対処等のための一般送配電事業者に対する情報の提供の求めについては、同項に処分の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 関係行政機関又は地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）が、一般送配電事業者から提供を受けた配電線地図、通電情報又は復旧工事計画その他の緊急の事態への対処のために必要な情報を活用し、速やかに停電地域や停電の復旧見込みを把握し、復旧計画を策定すること等ができることと認められる場合
- ② 関係行政機関等が、一般送配電事業者から提供を受けた配電線地図その他の緊急の事態の発生の防止のために必要な情報を活用し、より適切な防災計画を策定すること等ができることと認められる場合

(51) 第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等

第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等の判断基準は、次のとおりとする。

- ① 事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く。）のうち、発電用水力設備に関しては「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第50号。以下「水技省令」という。）を、発電用火力設備に関しては「火技省令」及び「発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示」（平成12年通商産業省告示第479号。以下「細目告示」という。）を、発電用風力設備に関しては「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第53号。以下「風技省令」という。）を、発電用太陽電池設備に関しては「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」（令和3年経済産業省令第29号。以下「太技省令」という。）を、電気設備に関しては「電技省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「発電用水力設備の技術基準の解釈」（別添9。以下「水技解釈」とい

う。)、「火技解釈」、「発電用風力設備に関する技術基準の解釈」(別添10。以下「風技解釈」という。)、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」(別添11。以下「太技解釈」という。)、「電技解釈」の該当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

- ② 事業用電気工作物のうち原子力発電工作物については、原子力安全に係る部分に関しては、原子力規制委員会において、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動すべきとの判断がなされない場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。ただし、省令第62号第34条第2項から第6項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「火技省令」を、電気設備に関しては「原子力電技命令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「火技解釈」の該当部分、「電技解釈」の相当部分の該当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

(52) 第42条第3項の規定による保安規程の変更命令

第42条第3項の規定による保安規程の変更命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(53) 第44条第4項の規定による主任技術者免状の返納命令

第44条第4項の規定による主任技術者免状の返納命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(54) 第48条第4項の規定による工事計画の変更命令及び廃止命令

第48条第4項の規定による工事計画の変更命令及び廃止命令については、次のとおりとする。

- ① 事業用電気工作物(原子力発電工作物を除く。)のうち、発電用水力設備に関しては「水技省令」を、発電用火力設備に関しては「火技省令」及び「細目告示」を、発電用風力設備に関しては「風技省令」を、発電用太陽電池設備に関しては「太技省令」を、電気設備に関しては「電技省令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「水技解釈」、「火技解釈」、「風技解釈」、「太技解釈」、「電技解釈」の該当部分のとおりである場合には、第47条第3項第1号に適合しているものとする。
- ② 事業用電気工作物のうち原子力発電工作物については、原子力安全に係る部分に関しては、原子力規制委員会において、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動すべきとの判断がなされない場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。ただし、省令第62号第34条

第2項から第6項までにおいて準用することとされている発電用原子力設備に関しては「火技省令」を、電気設備に関しては「原子力電技命令」をそれぞれ基として個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「火技解釈」の該当部分、「電技解釈」の相当部分のとおりである場合には、第40条の規定による事業用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

(55) 第56条第1項の規定による一般用電気工作物の修理命令、使用停止命令等

第56条第1項の規定による一般用電気工作物の修理命令、使用停止命令等については、同項の規定に基づき、発電用水力設備に関しては「水技省令」を、発電用火力設備に関しては「火技省令」及び「細目告示」を、発電用風力設備に関しては「風技省令」を、発電用太陽電池設備に関しては「太技省令」を、電気設備に関しては「電技省令」をそれぞれ基として、個々の事例ごとに判断するものであるが、それぞれ「水技解釈」、「火技解釈」、「風技解釈」、「太技解釈」、「電技解釈」の該当部分のとおりである場合には、同項の規定による一般用電気工作物の修理命令、使用停止命令等が発動されないものとする。

(56) 第57条第3項の規定による調査実施等命令

第57条第3項の規定による調査実施等命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(57) 第76条の規定による登録安全管理審査機関に対する登録基準適合命令

第76条の規定による登録安全管理審査機関に対する登録基準適合命令については、第69条第1項各号に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(58) 第77条の規定による登録安全管理審査機関に対する改善命令

第77条の規定による登録安全管理審査機関に対する改善命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(59) 第78条の規定による登録安全管理審査機関の登録の取消し等

第78条の規定による登録安全管理審査機関の登録の取消し等については、同条に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(60) 第84条の5の規定による指定試験機関の役員又は試験員の解任命令

第84条の5の規定による指定試験機関の役員又は試験員の解任命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(61) 第87条の規定による指定試験機関の指定の取消し等

第87条の規定による指定試験機関の指定の取消し等については、同条に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(62) 第92条第2項の規定による登録調査機関に対する調査業務実施等命令

第92条第2項の規定による登録調査機関に対する調査業務実施等命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(63) 第95条の規定による登録調査機関の登録の取消し

第95条の規定による登録調査機関の登録の取消しについては、同条に取消しの基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(64) 第96条の規定により準用する第76条の規定による登録調査機関に対する登録基準適合命令

第96条の規定により準用する第76条の規定による登録調査機関に対する登録基準適合命令については、第90条第1項各号に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(65) 第99条第2項の規定による業務規程の変更命令

第99条第2項の規定による業務規程の変更命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(66) 第99条の11の規定による卸電力取引所に対する役員の解任命令

第99条の11の規定による卸電力取引所に対する役員の解任命令については、同条に解任命令の基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(67) 第99条の13の規定による卸電力取引所に対する監督命令

第99条の13の規定による市場開設業務に関し監督上必要な命令については、同項に命令

の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、以下のような場合とする。

- ① 経済産業大臣の認可を受けた業務規程及び事業計画に基づかずに業務運営が行われている場合。
- ② 売買取引において不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されていると認められる場合において、合理的な理由がないにもかかわらず、売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置を講じない場合。
- ③ 売買取引数量等の公表等、電気事業法に基づき卸電力取引所が実施すべき業務について合理的な理由なく実施していない場合。
- ④ 取引参加者又は取引量を増加させる等、電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大に向けた取組が、合理的な理由なく十分に実施されていない場合。
- ⑤ 卸電力取引市場における市場価格が、発電費用や電力の需給状況からかけ離れた状態が継続している状況において、卸取引の指標として用いられる適正な価格の形成を行うために必要な措置を講じていない場合。

(68) 第99条の14の規定による卸電力取引所の指定の取消し等

第99条の14の規定による卸電力取引所の指定の取消し等については、同条各号に取消し等の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(69) 第107条の2の規定による独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する命令

第107条の2の規定による独立行政法人製品評価技術基盤機構に対する命令については、同条に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

第3 その他

(1) 第27条の13第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長
第27条の13第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による期間の延長に係る基準は、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。

- ① 届出に係る供給地点が、異なる供給区域内に存在するため、供給区域毎に別々に審査を行わなければならない、審査事項が膨大となる場合
- ② 届出を行った事業者及び届出に係る供給地点を供給区域に含む一般送配電事業者等の意見の相違が大きい等の状況のため、審査を行うに当たって、関係者の意見を聴取し検証することにより、審査内容が多岐にわたる場合

この処分基準は、平成12年7月1日から施行する。

なお、本審査基準等の施行に伴い、「電気事業法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年・03・16資第1号）は、廃止する。

附 則（平成15・11・17原第2号）

この訓令は、平成15年12月3日から施行する。

附 則（平成15・12・15資第4号）

この訓令は、平成15年12月17日から施行する。

附 則（平成16・04・13資第20号）

この訓令は、平成16年5月17日から施行する。

附 則（平成16・09・10資第8号）

この訓令は、平成16年9月22日から施行する。

附 則（平成16・09・24総第2号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17・05・24資第11号）

- 1 この訓令は、平成17年6月30日から施行する。
- 2 電気事業法第19条第5項及び第8項、第19条の2第2項、第22条第4項、第23条第1項及び第2項、第24条の3第3項並びに第24条の4第3項及び第5項に基づく通商産業大臣の処分に係る処分基準について（平成12・03・16資第2号）は、廃止する。

附 則（平成17・12・21原第1号）

- 1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20・06・23資第23号）

- 1 この訓令は、平成20年7月7日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2（21）⑦の規定は、平成22年8月1日から適用する。
- 3 前項の適用の日前においては、なお従前の例による。ただし、この訓令の施行の日を含む事業年度の第二・四半期終了の日から一月を経過する日までに、当該事業年度及び当該事業年度の前二事業年度（これらの事業年度において一般電気事業託送供給約款料金算定規則第19条第1項

又は第19条の15第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の期間に限る。)において発生した超過利潤又は欠損の額を平成21年4月1日以降に開始する事業年度に係る超過利潤累積額管理表における前期超過利潤累積額及び内部留保相当額管理表における前期内部留保相当額に繰り入れる旨を表明した場合にあっては、この限りでない。

附 則 (平成22・01・13資第1号)

この訓令は、平成22年1月21日から施行する。

附 則 (平成24・03・29資第2号)

この訓令は、平成24年4月2日から施行する。

附 則 (20120919商局第74号)

この訓令は、平成24年9月19日から施行する。

附 則 (20121019資第8号)

この訓令は、平成24年10月23日から施行する。

附 則 (20130529資第4号)

この訓令は、平成25年6月20日から施行する。

附 則 (20130702商第10号)

この訓令は、平成25年7月8日から施行する。

附 則 (20131205資第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (20140331資第2号)

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

附 則 (20140724資第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (20140730資第4号)

この訓令は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (20150312資第3号)

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準等の廃止）

- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 電気事業法第2条の2及び第27条の15の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準（20150728資第1号）

- 二 電気事業法第2条の17の規定により経済産業大臣が行う業務改善命令に係る処分基準（20160125資第23号）

- 三 電気事業法第3条の一般送配電事業の許可等に係る審査基準（20160218資第17号）

- 四 電気事業法第6章の規定による経済産業大臣の卸電力取引所の指定等に係る審査基準等（20160310資第19号）

附 則（20161226 資第1号）

この訓令は、平成28年12月26日から施行する。

附 則（20170605 資第46号）

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（20180330 資第31号）

この訓令は、平成30年3月31日から施行する。

附 則（20190318 資第6号）

この訓令は、平成32年4月1日から施行する。

附 則（20190422 資第37号）

この訓令は、令和元年5月13日から施行する。

附 則（20200424 資第23号）

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (20200605 資第 39 号)

この訓令は、令和2年6月12日から施行する。ただし、別添2の2. 中(15)を(16)とし、(5)から(14)までを1項ずつ繰り下げ、(5)を加える改正規定は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和二年法律第49号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (20210126 資第 6 号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第二(2)④及び(14)③の改正規定は令和3年2月1日から施行する。

附 則 (20210317 保第 7 号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。